

大権現としての徳川家康であったはずである。しかしこれらの神は、祭神選定過程において一切その名前を見ることが出来ない。もとより家康を奉斎するためには様々な政治的困難が伴っており、またすでに水戸城下には東照宮が存在していたことも関係しているであろう。

しかし、たとえ家康奉斎が叶わなくとも、水戸徳川家には藩祖・徳川頼房以来崇敬する日本武尊（吉田神社）が存在していた。本来、この神への崇敬は、頼房入封以前に常陸国を領有していた佐竹氏による八幡神崇敬に対抗すべく選択された藩レベルでの新たな国家神であった。だがこの神もまた、弘道館に奉斎すべき神の候補とすらされなかった。

弘道館建設に全力を注いだ藩主・徳川斉昭は、はじめ「神武帝・応神帝・天智帝」といった天皇神の奉斎を構想する。彼は、天皇神を中心として、孔子やその他の日本の神を配置することで、尊王の実をあげようと考えていたのである。しかし、この目論見は、会沢を始めとする彼の側近らによって潰えてしまふ。彼らは、臣下が天皇神を奉斎することの不敬を指摘し、みずからの主君にその計画撤回を訴えたのである。

天皇神奉斎という原案に代わって最終的に選択されたのが、鹿島神であった。会沢の理解では、天孫のために常陸国を拠点として蝦夷を平定したこの神こそ、「尊王」と「攘夷」とを象徴する神にほかならなかった。そして、本来、水戸藩領に含まれていないこの常陸国一宮・鹿島神宮の神を水戸藩の神として祀ることで、会沢やその同志たちは、御三家の中で唯一一国領主ではないこの水戸徳川家を「常陸国領主」へと（観念の上だ

けではあるが）転身させることができたのである。また、この「尊王攘夷」の神を奉斎することは、みずからもまた「尊王攘夷」という神聖なる使命を帯びることを意味したのであり、そのためにも斉昭を中心とする水戸藩の天保改革は、いっそう力強く推進されなければならないという政治的主張へと逢着することとなる。それはたんなるノツペリとした国民国家論などには回収されることのない「水戸」という土地に根差したイデオロギーであった。

神祇伯白川家における鎮魂祭

山口 剛史

宮中における鎮魂祭は、明治の再興に至るまで、十五世紀以降中絶の憂き目を見た、とするのが一般的な認識である。しかし、鎮魂祭は、光格天皇の朝儀復興の一環として、既に寛政九年（一七九七）、神祇伯白川家邸内において「再興」を果たしており、実は「内々沙汰」でそれ以前から「例年」修されていた（『柳原均光日次記』同年十一月十三日条）。

例えば、『伯家部類』には「鎮魂祭略次第」が、また、資氏王著とされる『伯家鎮魂祭行事伝』（國學院大學御所蔵）には「鎮魂祭行式」が収められており、両書には、宝暦三年（一七五三）当時、鎮魂祭が伯家邸内で「御代々」天皇の「依仰、例年」斎行されている旨が記されている。この宝暦三年当時の鎮

魂祭次第については、拙稿「鎮魂祭御祈禱に関する一考察」(『神道史研究』第五十七巻第一号、平成二十一年四月一日)で既に報告した。

「鎮魂祭略次第」にも「鎮魂祭行式」にも鋪設図が附されており、両図に描かれている内容は同一と言ってよいものである。ただ、「鎮魂祭略次第」の図には、「御殿ノ上布引」と書かれている。よって、宝暦三年段階では、鎮魂祭は殿上で執り行われていたと判る。

即ち、宝暦元年(一七五二)の白川家邸内八神殿再興以降も、鎮魂祭の祭祀は、庭上で新しい八神殿に向かって行われてはなかったと判断できよう。つまり、鎮魂祭は、御殿内に設けられた祭壇上の神体に対して行われていたことになる。

ところが、寛政九年の次第には、「庭中蹲居」とあるので、この年の祭典は庭上であったと解することができる。この次第は、先述の『柳原均光日次記』(『均光卿記』)同日上に、「次第〔伯卿備忘〕」として記されている。

その儀式内容は古式に則ったものであり、宝暦三年の内容よりも詳細である。特に、楽に関する項目が充実している。「今度安倍家雅楽助季康朝臣、恐失其伝再興、伯資延家執奏申之間、伯資延卿祭主之」とあるので、当然の帰結と言えるかもしれない。「楽所」として、「季康朝臣 維寧朝臣 忠職朝臣 忠勇 高美 季良」と六名も参仕しており、季康自身が筆頭に置かれている。楽所の参加は、公的復興の一步前進とも解釈できよう。

その他の大きな相違点として、「解除之儀」が明記されてい

ること、前段儀礼の召し立てがあること、「祝師」が「祝文」を読むこと、を挙げるができる。興味深い点としては、「物忌」と「神児」を父娘で務めていることなどである。

最も喚起したいのは、「次祭主仰鬘木綿賜(倍止)称唯退出、更参入献木綿、祭主取之纏巾子、次神部分木綿」の記述である。『康富記』宝徳三年(一四五二)十一月十九日条には、鎮魂祭について「近例不可説々々、献杯二献有之、無縷木綿云々」と記されている。応仁の乱以前に失われていた古儀をも復活させたことが、これによって知られる。

「次第〔伯卿備忘〕」には、残念ながら鋪設図が附されていない。だが、この次第を裏付けるような図面が、東京都立中央図書館御所蔵「木子文庫」に収められている。木子文庫は、代々内裏の作事に関わる大工であった木子家に伝わる資料群である。そのうち「一〇五七二」から「一〇五七二四」までの四点が、白川家八神殿の図面である。

四点の図面は今まで看過されてきたが極めて重要で、本発表の主目的は、それらを紹介することである。そのうち二点は、白川家鎮魂祭の庭上鋪設図に他ならない。そして、両図の内容は、「次第〔伯卿備忘〕」の記述と齟齬をきたさない。これらの図面は、「明治拾五年十月十三日八神殿之図 皇居造営楓山おいて神殿造営二付 調之為正三位白川資訓殿拝借写スモノ也」という経緯で木子文庫に加わったものである。よって、遅くとも寛政九年から明治維新まで、白川家鎮魂祭は庭上で八神殿に対して行われていた、と推測できる。